

公益社団法人 とめ青年会議所 会員資格規程

第1条 本規程は、本会議所定款第2章第7条1項に基づき本会議所会員資格に関する事項を規定する。

第2条 本規定内で記載のある「担当委員会」とは、理事会に於いて決議した職務分掌により定める。

(入会申込)

第3条 入会申し込みの資格は、原則として20歳以上39歳未満とする。

- 2 入会の申し込み正会員2名の推薦を必要とする。推薦者は所定の様式に伴い、本人との関係及び推薦理由を記し理事長まで提出をする。但し、推薦者は正会員経験が6ヶ月以上で、且つ入会申込者に対し、仮会員期間を含め1年は助言及び指導を行うものとする。

(仮入会)

第4条 担当委員会は、申込書並びに推薦者の意見を参考に審議し、同委員会の意見を添えて理事会に提出する。但し、必要がある場合は、事前に担当副理事長又は担当委員長が本人と面接する。

- 2 理事会は担当委員会の意見を参考とし、仮入会の正否を決定する。
- 3 仮入会を認められた者は、推薦者と共に理事長と面接をする。
- 4 仮入会期間は、仮会員承認日より6ヶ月間とする。

期間中の例会及び委員会に3回以上出席し、同時に本人が正式入会を希望した際には、理事会に於いて正式入会を認める。もし本人の入会希望が強いにも関わらず、出席回数が3回未満の場合は、仮会員期間6ヶ月間の延長を認める。

(正式入会)

第5条 正式入会希望者は担当委員会が本人の入会希望を確認の上、公式行事の出席回数を資料として提出し、理事会に於いて正式に入会の可否を決定する。本人は青年会議所に関する責任と義務の履行についての誓約書を提出し例会の席上それを表明する。

- 2 正式入会を認められた会員は、入会金並びに会費を納入したのちに会員章の着用を認める。
- 3 正会員を認められた会員は、当該年度の会費を月割りして1ヶ月以内に納入しなければならない。

- 4 本会議所定款第2章第11条に基づき、正会員は、本会議所の目的達成に必要な全ての事業に参加する権利を平等に有する。
- 5 正会員は、定款その他の規則を遵守し、各種会議、行事に出席する等、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

(会 費)

第6条 本会議所の入会金及び会費の納入期限を次の通りとする。

会員別	金 額	納入期限
・正会員会費	・年 額： 120,000円	・3月 末
・特別会員会費	・終身会費： 30,000円	・1月 末
・賛助会員会費	・年額1口： 30,000円	・入 会 時

- 2 入会金及び会費は納入期限までに納めなければならない。但し、何らかの事情により納入期限迄に納入困難な場合、理事長へ書面で申し出を行い協議の上納入期限を決める事とする。
- 3 入会金は20,000円とする。但し、正会員より特別会員になる場合は入会金を必要としない。
- 4 他会議所にして転居等により本会議所に加入せんとする者で、他会議所の正会員の証があるものは入会金を半額とする。
- 5 本会議所への再入会の場合は入会金を半額とする。

(休 会)

第7条 本会議所定款第2章第16条に基づく。また、休会中の会費は半額とするが、会員規程第5条の期限内に納入しなければならない。

- 2 休会となる会員は正会員と同じ権利を有する。

(特別会員)

第8条 正会員で年度中に40歳に達した者は、その年度末に自動的に本会議所を退会するものとする。但し、この場合にはその会員はすべて特別会員になる資格をもつ。

- 2 前項以外に特別会員の申し込みをなすことはできない。

(賛助会員)

第9条 本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人及び法人又は団体は、理事会の決定により賛助会員として入会する事ができる。

細 則

第10条 本規程の施行に関する細則は、理事会の決議を以って定める。

附 則

本規程は平成26年1月16日より施行する。